特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	妊産婦の訪問指導に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海津市は、妊産婦の訪問指導に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

岐阜県海津市長

公表日

令和6年4月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊産婦の訪問指導に関する事務
②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であり、以下を行う。 1.妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨
③システムの名称	健康かるて、統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
健康かるてファイル、統合情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の第49項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども未来課母子保健係
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部こども未来課母子保健係　〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515　0584-53-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部こども未来課母子保健係　〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515　0584-53-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表1項番　49 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であり、以下を行う。 1．妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であり、以下を行う。 1.妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨	事後	
平成29年3月1日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康かるて、統合宛名システム	事前	
平成29年3月1日	Ⅰ-2特定個人情報ファイル名	健康管理ファイル	健康かるてファイル、統合情報ファイル	事前	
平成29年3月1日	Ⅰ-3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番49 番号法第9条第1項、別表第一　第49項並びに母子保健法第10条等	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の第49項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第40条	事後	
平成29年3月1日	Ⅱ-1対象人数	平成27年7月1日　時点	平成29年3月1日　時点	事後	
平成29年3月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成27年7月1日　時点	平成29年3月1日　時点	事後	
平成29年3月1日	Ⅰ-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部　総務課　総務係　〒503-0695　岐阜県海津市海津町高須515　0584-53-1111	健康福祉部健康課保健指導係　〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515　0584-53-1111	事後	
平成30年1月1日	Ⅱ-1対象人数	平成29年3月1日　時点	平成30年1月1日　時点	事後	
平成30年1月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成29年3月1日　時点	平成30年1月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ-5評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康課長　高木　千春	健康課長　寺村　恵美子	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	Ⅱ-1対象人数	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
平成31年3月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
平成31年3月1日	Ⅳ-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	【様式変更に伴う記載内容追加】	基礎項目評価書	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	Ⅳ-2特定個人情報の入手	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	Ⅳ-3特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	Ⅳ-3特定個人情報の使用権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	Ⅳ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	Ⅳ-5特定個人情報の提供・移転	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]提供・移転しない	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	Ⅳ-6情報提供ネットワークシステムとの接続	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	Ⅳ-7特定個人情報の保管・消去	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	Ⅳ-8監査	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]自己点検　[○]内部監査　[　]外部監査	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	Ⅳ-9従業者に対する教育・啓発	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分に行っている	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月16日	Ⅱ－1対象人数	平成31年1月1日　時点	令和2年9月1日　時点	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ－2取扱者数	平成31年1月1日　時点	令和2年9月1日　時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ－1対象人数	令和2年9月1日　時点	令和4年2月1日　時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ－2取扱者数	令和2年9月1日　時点	令和4年2月1日　時点	事後	
令和5年3月3日	Ⅱ－1対象人数	令和4年2月1日　時点	令和5年2月1日　時点	事後	
令和5年3月3日	Ⅱ－2取扱者数	令和4年2月1日　時点	令和5年2月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ－5評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部健康課保健指導係	健康福祉部こども未来課母子保健係	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ－5評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長	こども未来課長	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部健康課保健指導係	健康福祉部こども未来課母子保健係	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部健康課保健指導係	健康福祉部こども未来課母子保健係	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ－1対象人数	令和5年2月1日　時点	令和6年3月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ－2取扱者数	令和5年2月1日　時点	令和6年3月1日　時点	事後	